**武蔵村山市商工会**

**源泉所得税事務相談会のお知らせ**

『専従者給与や従業員へ給与の支払いをしている事業者は、**７月１０日（月）**までに、

源泉所得税を支払う義務があります。**また、納付額が０円でも税務署に報告する義務があります。**』

当商工会では、下記の日程で個別による事務相談会を行いますので、ぜひご利用ください。

納期の特例について…

源泉徴収をされた方は、源泉徴収を行った月の翌月の10日までに、徴収した源泉所得税を税務署に納付する必要があります。しかし、毎月源泉所得税を納付するのは手間がかかります。そのような方は、源泉所得税の納期特例制度を申請するのがオススメです。この申請をすれば、1月～6月までの源泉所得税は7月10日までに、

7月～12月までの源泉所得税は翌年の1月22日までに納付すればよくなります。ご不明な点は商工会まで!!

【申請要件】

・給与の支払人員対象者が10人未満であること

・**「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」**を税務署に提出して承認を受けた者





記

日　程　　令和5年６月２6日（月）・６月２7日（火）

７月 5日（水）・７月 6日（木）の４日間

時　間　　午前10時から午後4時まで（但し、正午から午後1時まで昼休み）

場　所　　武蔵村山市商工会館　2階相談室

説明者　　武蔵村山市商工会職員

持ち物　　①賃金台帳または給与支払金額がわかる書類

②令和3年及び令和4年（20２2年）分給与所得税源泉徴収簿

③扶養控除等異動申告書

④源泉徴収所得税納付書（税務署から郵送されたもの）

⑤令和4年分源泉所得税納付書の控え

問合せ　　武蔵村山市商工会　源泉所得税　担当まで

　　　　　TEL：042-560-1327

※納付額が０円でも税務署に報告する義務がありますのでご注意ください。

※予約制ではありません。ご来会いただいた順にご案内いたしますので、

お気軽にご相談ください。

源泉徴収とは…

給与や報酬などの支払いに関わる税金（所得税）を支払者が差し引いて支払い、差し引いた税金を支払者が国に納付する制度です。